

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局学校教育部 打出教育文化センター

<p>処分の概要</p>	<p>目的外使用の許可</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立打出教育文化センター条例 第5条</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成2年条例第21号</p>
<p>【根拠条文】</p> <p>(目的外使用許可)</p> <p>第5条 教育委員会は、その用途又は目的を妨げない限度において、会議室の使用を許可することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第7条、芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則第6条及び第7条の規定による。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共の秩序及び善良の風俗を乱し、又はこれを害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利を目的とするとき。 (4) 特定の政党を支持し、又は反対する活動に利用するおそれのあるとき。 (5) 公私の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又は反対する活動に利用するおそれのあるとき。 (6) その他管理上支障があると認められるとき。 <p>(使用許可)</p> <p>第6条 条例第5条の規定による目的外の使用に係る許可は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により登録の承認が行われた団体(以下「社会教育関係団体」という。)、芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定により指定された団体(以下「市民会館指定団体」という。)及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和40年芦屋市規則第21号)第7条第1項第1号イの集会所指定団体が会議に使用するとき。 (2) 委員会が適当と認める者が会議に使用するとき。 <p>2 会議室の使用許可を受けようとする者は、会議室使用許可申請書(様式第1号)を委員会</p>	

条例適用申請に対する処分個票

に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書は、使用日の2月前から受け付けるものとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 会議室の使用を許可したときは、会議室使用許可書兼領収書(様式第2号)を使用許可の申請をした者に交付する。
- 5 使用許可の順序は、申請の順序による。

(使用を許可しない日)

第7条 次の各号に掲げる日は、会議室の使用を許可しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 前3号のほか、委員会が定める日

標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 教育委員会事務局学校教育部 打出教育文化センター

処分の概要	使用料の減免
例規名 根拠条項	芦屋市立打出教育文化センター条例 第6条第2項
例規番号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 会議室を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項に定める使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

別表(第6条関係)

会議室使用料金表

室名	広さ	収容人員	使用料金及び使用時間		
			朝 午前9時 ～ 正午	昼 午後1時 ～ 午後5時	夜 午後6時 ～ 午後9時30分
大会議室	135m ²	72人	円 4,370	円 5,090	円 5,700
小会議室	50m ²	24	1,420	1,730	1,930
和室	18畳	18	2,240	2,540	2,850

備考 使用時間は、準備及び整理等に要する時間を含む。

【基準】

根拠条文及び芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則第8条の規定による。

(使用料の減免)

第8条 条例第6条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 免除する場合

- ア 集会所指定団体が使用するとき。
- イ 委員会が特に必要と認めたとき。

(2) 30パーセントを減額する場合

条例適用申請に対する処分個票

<p>ア 市及び委員会が使用するとき。</p> <p>イ 市民会館指定団体が使用するとき。</p> <p>ウ 社会教育関係団体が使用するとき。</p> <p>エ 委員会が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 前項第2号の規定による施設使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p>			
標準処理期間		3日	
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 28

担当部署: 教育委員会事務局学校教育部 打出教育文化センター

処分の概要	使用料の返還承認
例規名 根拠条項	芦屋市立打出教育文化センター条例 第6条第3項ただし書
例規番号	平成2年条例第21号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 会議室を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項に定める使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

別表(第6条関係)

会議室使用料金表

室名	広さ	収容人員	使用料金及び使用時間		
			朝 午前9時 ～ 正午	昼 午後1時 ～ 午後5時	夜 午後6時 ～ 午後9時30分
大会議室	135m ²	72人	円 4,370	円 5,090	円 5,700
小会議室	50m ²	24	1,420	1,730	1,930
和室	18畳	18	2,240	2,540	2,850

備考 使用時間は、準備及び整理等に要する時間を含む。

【基準】

根拠条文及び芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則第9条の規定による。

(使用料の返還)

第9条 条例第6条第3項ただし書の規定による使用料の返還は、次の各号に定めるところによる。

(1) 全額を返還する場合

ア 天災地変等使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責任でない理由によって使用することができないとき。

イ 公益上の理由又は委員会の都合によって使用許可を取り消したとき。

条例適用申請に対する処分個票

<p>(2) 50パーセントを返還する場合</p> <p>使用者が使用日の14日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。</p> <p>2 前項の返還を受けようとする者は, 会議室使用取消申請書(様式第3号)に会議室使用許可書兼領収書を添えて委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日